

幼稚園における与薬について

通常、乳幼児への与薬は家庭において責任をもって行われることから、幼稚園での園児に対する与薬は原則として行わないこととしています。

ただし、医師の指示でやむを得ず与薬が必要となる場合に限り下記により与薬いたします。園では薬の安全管理に最新の注意を払って対応しますが、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

記

1 受診時の相談

「子どもが幼稚園に通園中であり、幼稚園では原則として与薬できないこと」を主治医の先生に話し、与薬方法について相談してください。風邪薬などは極力園で扱わないで済むよう薬を処方して下さることがあります。

(例1) 1日3回⇒2回に (例2)朝,昼,夜 ⇒ 朝,夕,就寝前

また、登園前または帰宅後に服用することが可能な薬は家庭での服用をお願いします。

2 与薬対象となる薬

お子さまを診察した医師が処方した薬に限ります。

3 与薬対象としない薬

- ① 市販薬と自家製の薬、以前に処方されて残っていた薬、きょうだいに処方された薬。
- ② 「熱がでたら・・・」「咳がでたら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与薬しなければならない「解熱剤」「吸引薬」「座薬」は、原則として対応できません。

4 与薬の依頼

- ① 「与薬依頼書」に必要事項を記入し、薬と一緒に職員に手渡してください。
「与薬依頼書」は依頼の度(一日ごと)に提出します。
- ② 薬は1回分をご持参ください。(軟膏薬などで1回量にできない場合は除きます)
ジュースやミルクに溶かさず、粉末は分包されたまま、シロップ等の水薬は1回分に取り分けます。
- ③ 薬の容器や袋にクラス名と園児名を必ず書いてください。

5 与薬依頼をしたとき、園が確認させていただくこと

- ① 熱や食欲、下痢、嘔吐の有無、機嫌や顔色の良し悪しなど、前夜からの健康状態。
- ② 薬の用法。(薬の種類・服用方法・時間など)
- ③ その日の保護者の連絡方法。(お子さまの状態が悪化したときはすぐにご連絡致します。)

6 以下のような場合は与薬できないことがありますのでご了承ください。

- ① 「与薬依頼書」に記載漏れがあるとき。
- ② お子さまが服用を嫌がったり、吐いたりして飲ませられないとき。
- ③ 水薬の色が変わったり、濁っていて性状が変わったと判断されるとき。

与薬依頼書

蒲原幼稚園長 殿

医師の指示により、やむを得ず保育時間中における与薬が必要となり、保護者の責任において、幼稚園での園児に対する与薬を行っていただきたく依頼いたします。

依頼日 平成 年 月 日

組 園児名

保護者名

医療機関名 (担当医師名)	電話番号		
病名			
薬の種別	与薬方法 (用法・用量等)	処方された日	与薬日
内服薬 ①	時間 食 (前・間・後) 分 方法 そのまま 水で溶く その他 ()	月 日	月 日
内服薬 ②	時間 食 (前・間・後) 分 方法 そのまま 水で溶く その他 ()	月 日	月 日
塗り薬	回数 回 (時間) 患部 ()	月 日	月 日
点眼液	回数 回 (時間) 患部 (左目・右目)	月 日	月 日

【注意事項】薬の容器や袋には、必ずクラス名と園児名を記載するとともに、内服薬などが複数の場合には、それぞれ①、②と記載して下さい。

幼稚園記入欄

受付者		与薬者		与薬時間	:
-----	--	-----	--	------	---